

石綿作業主任者技能講習開催のお知らせ

長野労働局登録教習機関 長野県建設労働組合連合会
(登録番号第92号 登録有効期限平成33年7月 登録更新申請予定平成33年6月)

石綿は1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その8割から9割は建材に使用されてきました。今後は、これらの建材が使用された建築物などが解体時期を迎え、石綿ばく露の危険性が高まってきます。

平成17年7月に施行された『石綿障害予防規則』により、石綿を含有する建材を使用した建築物などの解体工事・改修(リフォーム)工事の際、現場で労働者を指揮する石綿作業主任者を選任しなければならないことになり、事業者は、石綿の使用されている建築物又は工作物の解体などの作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任しなければならないとされています。**石綿作業主任者を置かずに、石綿を取り扱うと関係法令により処罰される場合があります。**

なお、平成18年4月1日までに『特定化学物質等作業主任者技能講習』を修了された方は、あらためて石綿作業主任者技能講習を受講する必要はありません。受講を希望される方は、下記の要領で申込んで下さい。なお、**一定人数に満たない場合は開催を取りやめることがあります。**

1. 開催日時及び会場：

開催日時 2017年12月5日(火)～6日(水) ※ 両日とも9:00開始(予定)

会場 長野県建設労働組合連合会 建労会館(松本市宮淵本村1-2)

2. 受講料(税込)：組合員 8,000円(テキスト代含む)

非組合員 9,944円(受講料8,000円+テキスト代1,944円)

※) 但し、受講者都合により欠席した場合、納入された受講料はお返ししませんので、ご了承下さい。

3. テキスト：石綿作業主任者テキスト(中央労働災害防止協会発行)

4. 受講申込書：各組合、建設労連に用意してあります。建設労連ホームページからも入手可能です。

5. 申込み方法と締切日：11月21日(火)書類必着でお願いします。

組合員

申込書類一式(「石綿作業主任者技能講習受講申込書」、「技能講習会受講者調査票」)に必要事項を記入し、**労働保険番号裏付け書類(雇用保険被保険者は被保険者証の写し、一人親方労災特別加入者はその加入者番号がわかる書類の写しまたは所属建設労働組合発行の一人親方労災保険加入済証明書等)**、写真2枚(縦2.5cm×横2.2cm、必ず裏面に氏名を記入)と受講料(8,000円)を添えて**所属組合へ申し込んでください。**

組合員外

下記の口座へ**受講料(9,944円・税込)**を振り込み、振込依頼書の写しと申込書類一式(「石綿作業主任者技能講習受講申込書」、「技能講習会受講者調査票」)、**労働保険番号裏付け書類(雇用保険被保険者は被保険者証の写し、一人親方労災特別加入者はその番号がわかる書類の写し等)**、写真2枚(縦2.5cm×横2.2cm、必ず裏面に氏名を記入)を建設労連に郵送または持参してください。

※補助金申請に必要なため、必ず、雇用保険番号、一人親方労災特別加入番号等を「技能講習会受講者調査票」にご記入願います。未記入の場合は、事業所、受講者に問い合わせをさせていただく場合があります。

長野県労働金庫 松本支店 (普) 8556693 建設労連作業主任

6. 講習時間割及び講習科目：都合により変更となる場合があります。

	時間割	講習内容(日程) ※都合により日程を変更する場合があります
第一日	9:00～12:00	石綿による健康障害とその予防措置
	13:00～17:00	作業環境の改善方法に関する知識
第二日	9:00～11:30	労働衛生保護具に関する知識
	12:30～15:00	関係法令
	15:00～16:00	修了試験
	16:00～	修了式

7. 受講者の心得と持参用具：

※) 受講者は次のことを厳守すること。

<持参用具>

- 1 受講者は会場に開会10分前に入場のこと 受講票及び筆記用具(鉛筆、ノート、消しゴム)。
- 2 入場の際、受講票(開催日の概ね3日前に郵送)を受付に提出のこと。
- 3 受講の際は、講師及び担当者の指示に従うこと。
- 4 申し込み先・問合せ：

長野県建設労働組合連合会(略称：長野県建設労連)
〒390-0864 松本市宮淵本村1番2号 建労会館
TEL 0263-39-7200、FAX 39-7202